

令和5年4月からごみの収集日が変わります

令和5年4月1日からごみの収集日が次のとおり変更となります。
対象地域にお住まいの方は間違えないよう注意してください。

対象地域 朝日、寿町の一部、中央、平、汐見、高台、築別、上築、曙

ごみ収集日

ごみの種類	変更前	変更後
生ごみ	毎週 水曜日	変更なし
一般ごみ	毎週 水曜日	変更なし
資源ごみ (古紙類)	毎月 第4土曜日	毎月 第1水曜日
資源ごみ (雑がみ)	毎月 第1水曜日	毎月 第3水曜日
資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	毎月 第3水曜日	変更なし
資源ごみ (その他プラスチック)	毎月 第1水曜日	毎月 第3水曜日
破碎ごみ・粗大ごみ	毎月 第4土曜日	毎月 第1水曜日
スプレー缶	毎月 第4土曜日	毎月 第1水曜日
危険ごみ・廃食用油	毎月 第4土曜日	毎月 第1水曜日

後期高齢者医療制度のお知らせ～高額介護合算療養費について～

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が各保険者から支給されます。該当者には広域連合からお知らせが届きますので、申請書を役場へ提出してください。

- 後期高齢者医療費または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません
- 限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません

【自己負担限度額表】 【1年分の自己負担額の計算期間: 令和3年8月1日～令和4年7月31日】

医療費の自己負担割合	所得区分	自己負担限度額
3割	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上	141万円
	課税所得145万円以上	67万円
2割	住民税課税世帯 (※1)	56万円
1割	住民税課税世帯 (※2)	56万円
	住民税 区分Ⅱ (※3)	31万円
	非課税世帯 区分Ⅰ (※4)	19万円

- ※1 住民税課税世帯で同一世帯に課税所得が28万円以上の被保険者の方がいる場合、「年金収入+年金収入以外の所得(給与所得の場合、その金額から10万円を控除)」が被保険者1人の世帯は200万円以上、被保険者2人以上の世帯は320万円以上の方
- ※2 住民税課税世帯で(※1)に該当しない方
- ※3 区分Ⅰに該当しない方
- ※4 世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下、給与所得がある場合、その金額から10万円を控除)または老齢福祉年金を受給している方



☎ お問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601 福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004 (課直通)